
○議長（近藤八郎君） ただ今から、令和元年第2回下川町議会定例会を開会いたします。
ただ今の出席議員数は、8人です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 斉藤好信議員及び2番 中田豪之助議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月20日までの3日間に決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 町長所信表明が行われます。
町長。

○町長（谷 一之君） 所信表明を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

6月の声を聞きましてから、気温の上下の振れ幅が大きく、住民の皆さんの暮らしや生業、そして催事などに少なからず影響を与えているところがございますが、これからの時期、北海道の優位性を表現できる爽やかな季節であり、本町においても来訪者が増大することを期待する次第でございます。

さて、このような折、議員各位には時節柄大変御多用のところ、第2回下川町議会定例会に御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件5件、単行案件5件、予算案件6件、同意案件2件、報告1件の計19件であり、ほかに5件について行政報告をさせていただくところがございます。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、

開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、所信表明を述べさせていただきます。

今定例会の開会に当たり、私の町政執行に対する所信の一端を申し上げ、議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御支援をお願い申し上げる次第であります。

議員の皆様には、先般行われました厳しい選挙戦の結果、御当選の栄に浴されたことに対し、改めて祝意を申し上げます。

私も町民の皆様の温かい御支援と御理解を賜り、当選の栄に浴したことは大きな喜びであり、感謝申し上げますとともに、2期目の町政を担当する、その責任の重さを痛感しているところであります。

先人の築いた財産と歩みを礎として、町民の皆様、議員各位、職員とともに、我が町下川町の更なる発展を実現するため、積極的な施策展開を図り、地域づくりを進めてまいります。

さて、内閣府が5月24日に発表した月例経済報告では、「景気は緩やかに回復している。」とされておりますが、今後の景気動向は先行き不透明であると感じているところです。

このような状況の下、サンルダム建設事業の完了や高齢等による廃業など、いまだ厳しさが続いているとともに、人口減少、少子化など多くの課題が山積しており、「地域経済の活性化」と「町民福祉の向上」が、最重点課題であると認識しているところであります。

施策につきましては、第6期下川町総合計画を基本に、町民及び町外の「人、都市、企業」との協働によるまちづくりを進めるとともに、政府から選定を受けた「SDGs 未来都市」の積極的な運用や地方創生関連の各種施策を活用するなど、「2030年における下川町のありたい姿」に掲げる「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を目指し、「下川町のありたい姿」の七つの目標の実現と私の政策公約である「幸せ日本一のまち」を創るため、各種施策を進めてまいります。

下川町が自立し、発展し続けるため、町民の皆様とともに、地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

私のまちづくりの基本概念は、「いっしょに創ろう！しもかわの歴史と未来！」であり、子供も、若者も、そしてお年寄りまで、みんなが安全安心な暮らしと生きがいの持てる「幸せ日本一のまち」、人材育成や人材誘致に積極的に取り組み、「住民が主役で、活躍のできるまち」、既存産業と新たな起業に対する支援を行い、「潤いと活力のあるまち」を創ること、以上の3点を推進し、住民と行政の協働作業によって「今と未来のしもかわづくり」を行い、「幸せ人口」の増加を目指すものであります。

具体的には、公約である「86の約束」を五つの社会循環「経済の循環」「資源の循環」「暮らしの循環」「情報の循環」「人財の循環」の視点で、各種施策を毎年検証しながら、積極的に地域づくりを進めてまいります。

まず、「経済の循環」であります。

本町の基幹産業である農業、林業、商工業につきましては、それぞれについて、振興策に取り組み、着実に成果を上げつつあると考えておりますが、更なる地域活性化に向けて、農業においては、後継者や担い手の確保、新規就農予定者の積極的な募集と農業研修道場での充実した研修内容を図り、力強い産業づくりを継続して進めてまいります。

また、林業振興基本条例、中小企業振興基本条例を見直し、産業と地域社会の発展に寄

与したいと考えております。

次に、「資源の循環」であります。

本町の地域資源である木質資源を活用し、森林バイオマスの利活用を推進するとともに、再生可能エネルギーロードマップの導入方針に基づき、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大を図ってまいります。

次に、「暮らしの循環」であります。

町民の命を守り健やかで安心して暮らせるまちづくりを進めるため、生涯各期における健康づくりと子育て世代や高齢者に対するサポート体制の充実や、地域包括ケアシステムの充実を図るため、介護及び医療スタッフの確保に努めるとともに、収益確保など経営の安定化による持続可能な施設経営を進めてまいります。

また、町民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、災害対応施策を進めてまいります。

次に、「情報の循環」であります。

「広報しもかわ」の充実や全戸に設置している「行政情報告知端末」の更なる利活用を検討し、更新を計画的に実施するとともに、各種審議会、委員会のあり方等を検討・見直し、町民の皆様の情報共有と行政への参加を促進してまいります。

また、地域の情報を積極的に発信するなど、人と人を結ぶネットワークづくりを進めてまいります。

次に、「人財の循環」であります。

総合教育会議において策定した、令和元年から12年間の「第2期下川町総合教育大綱（下川町教育推進計画）」に基づき、重点的施策等について、教育委員会と協議し、教育施策の充実を努めてまいります。

児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」やE S D教育（持続可能な開発のための教育）を進めるほか、教育環境の充実を図り、魅力ある学校づくりを進めてまいります。

また、町民の皆様が健やかで充実した生活を送るとともに、生きがいづくり、人のつながりを進めるために、生涯にわたり学び続ける学習機会の提供に努めてまいります。

自治基本条例に基づき、町民が主役となるまちづくりを進めるため、地域内コミュニティ活動の活発化を図り、自治能力の高い地域づくりを進めるなど、「町民が主役」で活躍できるまちを創ります。

地方分権の進展、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況など、職員の課題解決能力向上が求められていることから、職員の能力向上や組織全体の士気高揚を図り、住民サービスの向上を図るため、人材育成基本方針に基づいた研修及び人事評価を実施してまいります。

次に、「健全財政の堅持」であります。

各種施策を効率的・効果的に展開するためには、計画的な財政運営が重要であります。

第6期下川町総合計画に基づき、計画的な施策推進と行政評価等により、常に施策・事業を検証し、事業効果を上げるよう最善の努力をしてまいります。

また、効率的で効果的な行財政運営を展開することが重要であることから、「第8次下川町行政改革大綱」を着実に実行し、事務改善に取り組み、健全財政の堅持と住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、今定例会の提出案件における補正予算では、さきの第1回定例会において、平成31年度予算編成方針の中でお伝えしたとおり、町長・町議会議員の改選期に当たるため、当初予算については基本的に政策予算を含めない骨格予算編成となったところであります。

したがって、今回の補正では、政策的予算を中心に、補助事業採択に係るもの、早急に対処すべきもの、町民の要望に基づき実施するもの、明年度以降の事業に支障の来すことのないよう措置するものなどを計上いたすところでございます。

主な補正内容につきまして、総合計画の分野方針ごとに御説明申し上げます。

はじめに、分野方針「福祉・医療」であります。

各福祉施設の防災体制の強化を図るため、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別事業を活用し、防災資機材を整備してまいります。

また、介護職員の処遇改善を図り、介護人材の確保とサービス向上に努めてまいります。

次に、分野方針「教育」では、小中学校の児童生徒・教師用パソコン等の機器の更新、E S D教育を推進していくための教育講演会を開催してまいります。

次に、分野方針「生活環境」であります。

公営住宅整備では、元町団地の整備を進めてまいります。

また、中心市街地の空き地活用を進めるため、最適居住環境創出に向けた調査を実施してまいります。

橋梁では、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁補修実施設計と整備を進めてまいります。

次に、分野方針「産業」であります。

農業では、農業振興基本条例に基づき、産地パワーアップ事業として、農業団体及び法人による育苗ハウス等新設事業に支援するほか、優良素牛生産のブランド化やスマート農業を活用した農産物生産に支援するなど、更なる地域農業の発展に努めるとともに、営農飲雑用水施設の整備を進めてまいります。

林業・林産業は、I C T・I o T技術を活用した材積検知システムの高度化を図り、林業の川上から川下までのシームレス産業化（つなぎめの無い情報等の伝達）に取り組んでまいります。

さらに、再生可能エネルギー導入促進ロードマップの導入方針に基づき、中学校及び認定こども園の既存木質バイオマスボイラーから地域間交流施設への熱供給面的拡大に向けた調査を実施するとともに、一の橋地区地域熱供給施設の効率的運用に向けたシステム改善を実施してまいります。

また、非常時の電力供給対策として、町内の発電所から主要な公共施設や避難施設等に電力を供給する可能性調査を実施してまいります。

商工業では、町外企業との連携強化と企業誘致を推進するとともに、地方に事務所を開設する「サテライトオフィス」の受け入れを促進してまいります。

また、地域外に流出している投資及び消費を域内化する地域経済循環の検討を深めるとともに、昨年度、特用林産物栽培研究所に導入したI o T技術を他の産業に普及し、生産性の向上や効率化を図るため、先端技術導入実証調査事業を実施してまいります。

さらに、起業化枠の地域おこし協力隊を任用し、新たな産業創造を推進してまいります。

次に、分野方針「地域自治・地域内連携」であります。

町内外の多様な人材の活用を創出するとともに、連携を促すための基盤を構築し、地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた活動や町内外の「人、企業、団体」と連携を促進してまいります。

また、「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向けた事業の実施や支援、今後のまちづくりを進めるための目標であります「下川町のありたい姿」7項目や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及啓発を重点的に行ってまいります。

また、町の情報発信力を高めるため、ホームページの更新を進めてまいります。

次に、「行財政」であります。

限られた財源の中で、「持続可能な財政運営」を目指し、第6期下川町総合計画で設定した財政運営基準に基づき、あらゆる財源の確保と積極的な行財政改革に取り組んでまいります。

現在、戸籍システムにつきましては、剣淵町、音威子府村との共同により運用しておりますが、更新期に合わせ、新たに士別市、名寄市を含めた5市町村で共同利用し、管理負担の軽減など事務効率化を図ってまいります。

以上、町政を担当するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、私は、これから下川町の未来に向かって、町民の皆様とともに、「幸せ日本一のまち・しもかわ」を創るために、「信念と情熱」をもって行動する決意ですので、下川をこよなく愛する町民の皆様、そしてその意思を代表する議員各位におかれましては、町政の推進に対してなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、所信表明といたします。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 以上で町長所信表明を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告5件について申し述べさせていただきます。

一つ目でございます。下川町観光振興計画の策定について、御報告申し上げます。

下川町観光振興計画は、観光立国推進基本法第4条の規定に基づき、地域の特性をいかした本町の観光振興施策のあり方を示すものであります。

策定に当たっては、本町の観光の現状と課題を踏まえ、かつ、国の「観光立国推進基本法」や北海道の「北海道観光のくにづくり条例」、そして、本町の最上位計画である「第6期下川町総合計画」と整合性を図る必要があるため、平成29年度から平成30年度までの2か年で作業を進めてきたところであります。

策定の経過といたしましては、幅広い業種、年齢層の町民の皆さん及び観光に係る町内事業者からヒアリングを行ったところであり、様々な立場からの視点でいただいた意見を基に、観光に関連する事業者の有識者を加え、検討・会議の場を設け、観光振興計画案を作成いたしました。

計画案につきましては、中小企業振興審議会での審議や、町民の皆さんの御意見を可能な限り反映するため、パブリックコメントを実施し策定したところであります。

今後の観光振興につきましては、今回、策定をいたしました観光振興計画に沿って進め、

訴求力の強化として「自然資本を活かした下川町らしい魅力づくり」、認知度拡大に向けた「下川町の魅力を知ってもらうプロモーション」、収益性の確保に向けた「新たなつながりによる潤いの循環」の3点の実現に向け、本町の特性をいかした観光振興を推進してまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2件目であります。第4期下川町地域保健福祉計画等の策定について、御報告申し上げます。

本町では、総合的に保健福祉施策を推進し、「第6期下川町総合計画」に掲げた「2030年における下川町のありたい姿」を実現するため、福祉・医療分野において、他の分野方針と連携を図りながら、充実を図るための方策を推進してまいりたいと考えております。

この考え方に基づき、各種法令に基づいたそれぞれの計画を有機的に結合し、個別計画との調和に配慮し、住民・行政・事業者の協働によって、子供から高齢者まで住民が安心して生活できるようなまちを築き上げていくことを目的として「地域保健福祉計画」を策定しております。

地域保健福祉計画に包括されている「障がい者計画」につきましては、平成30年度をもって計画期間の終期を迎えたことから、障がい者基本法に基づき、障がい者が尊厳を持って、健やかでいきいきと暮らせる共生社会の実現を目的として、平成31年度から5年間の計画期間として「第4期障がい者計画」を策定したところであります。

本計画の策定に当たっては、社会福祉審議会等の関係機関の御意見を伺うとともに、パブリックコメントによる町民の皆さんからの御意見を反映し策定したものでございます。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

3件目でございます。平成30年度における各種会計の決算見込みを取りまとめたので、御報告申し上げます。

お手元の参考資料No.2にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額50億4,077万2,000円、歳出額49億3,263万9,000円で、差し引き1億813万3,000円となりますが、繰越明許費繰越額9万円を控除し、決算積立金として6,103万円を「財政調整積立基金」に積み立て、残る4,701万3,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額1億9,934万円、歳出額1億9,456万3,000円で、差し引き477万7,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入額9,223万2,000円、歳出額8,642万3,000円で、差し引き580万9,000円となり、このうち決算積立金として「簡易水道施設基金」に291万円を積み立て、残る289万9,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額4億7,379万7,000円、歳出額4億6,089万9,000円で、差し引き1,289万8,000円となり、このうち決算積立金として「介護保険給付費準備基金」に645万円を積み立て、残る644万8,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億5,162万3,000円、歳出額3億4,261万5,000円で、差し引き900万8,000円を令和元年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額4億8,886万3,000円、歳出額4億

8,140万2,000円で、差し引き746万1,000円となり、このうち決算積立金として「国民健康保険基金」に374万円を積み立て、残る372万1,000円を令和元年度に繰り越すもの
でございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額6,279万6,000円、歳出額6,256万6,000円で、差し引き23万円を令和元年度に繰り越すもの
でございます。

次に、企業会計の概要について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億3,095万7,000円、支出額5億5,174万4,000円で、差し引き2,078万7,000円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は、3億9,704万4,000円となります。

資本的収支につきましては、収入額1,114万8,000円、支出額1,993万円で、差し引き878万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金より補填するもの
でございます。

以上申し上げます、平成30年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して、次期定例会に認定議案として提出を
予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4件目でございます。平成30年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の
事業実績につきまして、御報告申し上げます。

「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」につきましては、下川町・足寄町・滝上町・美幌町の4町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成20年度から平成22年度までの3年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取組を通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取組を行ってまいりました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成23年10月に地方自治法第252条の2の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めている
ところであります。

平成30年度の企業等協賛金収入につきましては108万円で、協議会の諸経費などを差し引き、4町に配分され、下川町は21万円の配分を受けております。

平成21年度から平成30年度までの企業等協賛金は、総額1億6,930万円となり、協議会の諸経費などを差し引き、総額1億2,554万円が4町に配分され、下川町は3,850万円の配分となっております。

環境省のオフセット・クレジット制度に基づく本協議会のクレジットにつきましては、企業の社会的責任であるCSR活動の一環等として購入いただいておりますが、景気等の影響により、近年は協賛金収入実績が減少傾向にあるところであります。

今後におきましても、4町の連携を更に強化し、SDGs貢献型のクレジット販売など、新たな発想を取り入れながら、協議会活動を通して、森林バイオマス活用による地域の活性化を積極的に図ってまいります。

議員各位、町民の皆様のご理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます。

最後、5件目でございます。平成30年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している

一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉事業の平成 30 年度の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度により運営されております。まず、1 点目に利用実績を報告させていただきます。

平成 30 年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が 266 人減の 6,586 人、日帰り利用者は 504 人増の 79,402 人で、総体では 238 人増の 85,988 人となり、0.2%の増となりました。

2 点目に、事業収入は平成 6 年度から 1 億円の大台を超えており、平成 30 年度におきましては、総額で 1 億 2,335 万円となり、前年度に比べ 616 万円の減となっております。

3 点目に、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産額を含め 2,558 万円となっております。

収支につきましては、日帰り利用者は増加しておりますが、宿泊利用者は減少しております。

また、仕入価格の高騰や人材確保など厳しい経営状況にあり、徹底した経費の見直しなどのほか、結いの森と連携し、結いの森宿泊者の無料入浴など、利用者増への経営努力を進めてきたところではありますが、昨年 9 月の道内全域の停電、2 月の重油ボイラー入替え工事による臨時休館による宿泊者の減少などが主な要因で、全体で 366 万円の正味財産の減少となっております。

次に産業クラスター推進事業の概要ですが、新たな産業の創出等を目指し、調査・研究・販売促進など産業振興や地域づくりに向けた取組を実施しております。

その主な事業内容といたしましては、町の運営交付金を基本とし、クラスター推進部の運営、スズキ株式会社との経済交流の推進のほか、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓など、産業の振興等につながる取組を行っております。

また、省エネルギー社会実装のための調査など行政施策に即応した事業、空き家対策に係る事業など、地域活性化調査研究事業を通して、地域活性化に資する事業を実施しております。

収支につきましては、事業収入が町交付金のほか、国・道補助金、受託料なども含めまして、総額で 4,350 万円、また、事業執行に伴う支出総額は 4,272 万円となっております。

その結果、当期正味財産額は 78 万円増加し、前期繰越正味財産を含めた正味財産は 5,598 万円となっております。

次に「結いの森」運営事業の経営状況を申し上げます。

平成 30 年度の宿泊者数は 4,582 人、稼働率 54.4%となっており、指定管理料 970 万円を含めまして、収入は 3,702 万円で、当期正味財産額は 83 万円となっております。

五味温泉運営事業、産業クラスター推進事業、「結いの森」運営事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、令和元年度の五味温泉の経営の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、地域の経済は依然として厳しい状況にありますので、今後も関係者の一層の経営努力をお願いしてまいりたいと存じます。

また、産業クラスター推進事業につきましては、新たな視点に立った産業づくりや、地域活性化のための総合的な事業を進めていただくよう関係者の努力をお願いしてまいり

たいと存じます。

また、「結いの森」の経営につきましては、当初計画収支と実績収支の乖離があり、補正予算で指定管理料を支出することになりましたが、引き続き、宿泊者数の増加を図るため、積極的な広告宣伝活動やイベント誘致など、より一層の経営努力をお願いしてまいります。

なお、この平成 30 年度事業報告及び収支決算の確定につきましては、今後招集されます評議員会で承認後に最終確定されます。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、5 件について行政報告を述べさせていただきました。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 6 議案第 1 号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、超高齢化社会を迎える中、全国的に介護職員の不足は深刻な状況にあり、町内あけぼの園等の介護施設におきましても、介護職員の確保に苦慮している状況にあります。

そのため、将来にわたり、安全・安心で持続可能な介護の実現のため、介護職員の労働環境及び処遇改善などの対策を早急に講じ、人材確保に努める必要があることから、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事する職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事する寮母・寮父のうち、介護福祉士の資格を有する者について、職務手当として 1 万円を加算するものであります。

また、深夜を含む夜間介護業務に従事した場合において、勤務 1 回につき 4,400 円の手当を支給する内容であります。

なお、条例改正に伴う特殊勤務手当増額分の財源につきましては、介護保険制度で定められている、介護職員の処遇面の向上改善に充当される介護職員処遇改善加算により財源を確保するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております、議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(近藤八郎君) 日程第7 議案第2号「下川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第2号 下川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度の地方税法の改正により、令和元年10月1日から軽自動車税環境性能割が施行されることに伴い、下川町税条例においても関係する条項について改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、軽自動車税環境性能割の減免に係る事務を行うに当たっての軽減事務の取り扱いを定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 中岡税務住民課長。

○税務住民課長(中岡健一君) それでは、議案第2号 下川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本年10月1日から、自動車取得税を廃止し、新たに軽自動車税環境性能割が施行されます。

軽自動車税環境性能割につきましては、町税でありますけど、自動車取得税は元々道税であったということもありまして、当分の間、賦課徴収につきましては北海道が行うこととなっております。

軽自動車税環境性能割につきましては、各市町村において内容を規定するものであります、特に減免等の規定におきましては、独自の規定を設けている市町村があることから、北海道と市町村間の事務負担の増加が少なく、納税義務者や販売業者等に混乱を生じさせないため、軽自動車税環境性能割の減免等について、北海道の規定する自動車税環境性能割と同様の扱いとなる必要があるということのため、所要の改正を行うものであります。

今回の改正内容につきまして、お配りいたしております議案第2号説明資料「下川町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表」により説明させていただきます。

はじめに、新設される附則第15条の3第1項につきましては、日本赤十字社が所有す

る軽自動車に非課税規定の適用を受けるべき軽自動車につきましては、町の条例にかかわらず北海道が条例で定める自動車に相当するものとするものであります。

続いて、同条第2項につきましては、その手続き等につきまして、北海道の規定の例によるものとするものであります。

第15条の3の2につきましては、公益的なもの、また、心身障がい者等が利用するものなどの減免規定につきましては、北海道の規定の例により減免を行うとするものであります。

施行日につきましては、いずれも令和元年10月1日であります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、町長から提案理由の説明、並びに担当課長から詳細説明がありましたけれども、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第3号「下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例につ

いて、提案理由を申し上げます。

本案は、国から選定されました「SDG s 未来都市」に係るものとして、本条例におきまして関係する条項について、文言の一部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、「SDG s 未来都市」の選定に伴い「環境未来都市しもかわ推進事業基金」の名称を変更するとともに、文言の修正等を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） それでは私の方から、議案第3号 下川町資金積立基金条例の一部を改正する条例の概要につきまして、議案第3号説明資料に基づき、御説明を申し上げます。

この度の下川町資金積立基金条例の改正の要因につきましては、提案理由でも申し上げたところでございますが、本町が国からSDG s 未来都市に選定されたことに伴いまして、関連する文言の修正や削除を行うものでございます。

それでは、議案第3号説明資料の新旧対照表を御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となっております。

改正する部分につきましては、下川町資金積立基金条例第2条第18号でございまして、改正箇所が多いため、18号の条文の全部を改正するとしてとらえてございます。

それでは改正箇所について、御説明を申し上げます。

第18号条文中、1行目でございますが、現行の基金名称「環境未来都市しもかわ推進事業基金」を、改正案では「SDG s 未来都市しもかわ推進事業基金」へ。

また、現行の2行目、「環境未来都市として目指すべき将来像を実現するため」を、改正案では、2019年から2030年までの12年間を計画期間とします下川町第6期総合計画の将来像であります「SDG s 未来都市として2030年における下川町のありたい姿の実現に資する事業及び」へとするほか、現行の2行目から3行目にかけて記載の「下川町環境未来都市計画に基づく事業」を、これは計画期間が過ぎていることに伴いまして削除するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上で議案第3号、下川町資金積立基金条例の一部改正の概要説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 下川町における…いわゆる基金、特定目的基金というのは17ぐ

らいあるかと思えます。その中で、今回、環境未来都市から…SDGsを推進しているということで基金を設けるわけでございますけれども、31年度末にどのぐらいの基金の積立てを予定しているのかというと…70万円ですね。それで、積立てがどのぐらいを予定しているのかというと、31年度で1万円ぐらいの基金の積立てを予定しているようです。

このSDGsの基金を設けてですね、SDGsに力を入れて、ふるさと納税で受けて、基金が増えていくというような趣旨でもないようですので、基金をあまり設けなくてですね…ふるさとづくりの基金に統一するとか、そういう事務の簡素化を進めていってはいかがでしょうか。同時にSDGsの基金として名前を打ち出していくのであれば、ふるさと納税で積極的にですね…やはり基金の積立てをするのに…例えばでございますが何千万とかね…そういう努力目標を掲げて進めていくということが必要ではないのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今、議員に御指摘いただいた基金の統合の部分でございますけれども、特定目的基金につきましては、それぞれの目的に沿った形での積立てと取崩しをしながら使用しているということでございます。

現状では、まとめていくということまでは考えておりませんが、今後更にそういったところが必要かどうかについては議論していきたいというふうに考えております。

また、SDGsを推進するために、今回…積立てと今後取崩しを行っていく基金ということで名称変更してまいりますので、そういったことがかなうように…ふるさと納税も含めてですね…寄附金が増えるように取り組んでまいりたいと思えますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第9 議案第4号「下川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第4号 下川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、同法施行令が本年4月1日付けで施行されたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、連帯保証人の必置義務の撤廃により、災害援護資金の貸付利率を保証人の有無により設定するとともに、資金の償還方法の拡充を行うものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 中岡税務住民課長。

○税務住民課長(中岡健一君) それでは、議案第4号 下川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本件につきましては、先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正によるものであります。

改正内容につきましては、お配りいたしております議案第4号説明資料「下川町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表」によりまして説明させていただきます。

はじめに、新設される第14条第1項につきましては、災害援護資金の貸付けを受ける際の連帯保証人の必置規定が撤廃されたことによりまして、「保証人を立てることができる」というように保証人の有無を選択できるようにしたものであります。

次に、同条第2項であります。これにつきましては、貸付利率について規定しておりますが、利率につきましては市町村が条例で設定できるようになったことから、連帯保証人を立てる場合には無利子、連帯保証人を立てない場合には年1.5%とするものであります。

これにつきましては、東日本大震災に対処するための特別の財源援助及び助成に関する

法律に準じまして設定したものであります。

次に、同条第3項であります。これにつきましては、連帯保証人の責務を規定したものであります。

続いて、第15条第1項であります。償還方法が拡充されまして、現在、年賦、半年賦だけであったものに月賦償還を新たに加えるものであります。

次に、同条第3項であります。政令の連帯保証人必置規定撤廃に伴います文言整理となっております。

施行日につきましては、公布の日からということであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第10 議案第5号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第5号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、平成27年4月から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る保険料率を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者に広げ、減額賦課に係る保険料率を定めることに伴い、条例を改正するものであります。

条例改正の主な内容につきましては、第3条第1項第1号、第2号、第3号に規定する保険料を算定する乗率を減じて、低所得者の保険料負担を軽減するものです。

また、軽減に伴う保険料の減収分は、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れするので、繰入額のうち、国・道が4分の3を負担し、町は4分の1を負担することとされています。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長(栗原一清君) それでは説明させていただきます。

議案第5号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、お手元に配布させていただいております議案第5号説明資料により、御説明いたします。

本条例については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、平成27年4月から保険料の軽減措置が行われていたところでございます。

今回、介護保険法の施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する省令、そして介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、条例の所要の改正をするものであります。

下川町においては、介護保険料については、9段階方式で保険料を賦課徴収しておりますが、第1段階の保険料につきましては、先ほど申したように、平成27年4月より軽減しておりました。今回更に軽減率を引き下げるとともに、軽減措置の対象を第2、第3段階の第1号被保険者まで拡充するものでございます。

まず、議案第5号説明資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

介護保険料の変更でございますが、今回、9段階になっている保険料のうち、第1段階、第2段階、第3段階について軽減されることとなります。

第1段階については、33,000円から24,700円、乗率は0.375に。

第2段階については、49,500円から41,200円、乗率は0.625に。

第3段階は、49,500円から47,800円、乗率は0.725に軽減されるものでございます。

なお、第1段階については、説明資料の下段に記載しておりますが、平成27年4月より軽減が図られております。2万9,700円に軽減されておまして、今回更に軽減乗率が引き下げられているところでございます。

条例の内容については、第5号説明資料2ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思
います。

新旧対照表では、第3条の第1項中、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第
2項中、「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中、「第3条」を削り、「平成30年度か
ら平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、そして「29,700円」
を「24,700円」に改め、同条に次の2項を加えるものでございます。

第4項でございますけども、「前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者につ
いての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準
用する。この場合において、前項中「24,700円」とあるのは、「41,200円」と読み替える
ものとする。」というものでございます。

第5項については、「第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者につ
いての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。
この場合において、前項中「24,700円」とあるのは、「47,800円」と読み替えるもの
とする。」ということでございます。

附則につきましては、「この条例は、公布の日から施行する。」ということござい
ます。

経過措置でございますけども、「改正後の条例第3条第3項、第4項及び第5項の規
定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料につ
いては、なお従前の例による。」ということで、新しい保険料については、令
和元年度から適用させていただくというかたちでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑
を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 基本的なところを質問させていただきます。

今回、低所得者の人…税金が掛からない人が、介護保険料が安くなるという改正だと思
います。

下川町における介護保険の加入者…全体で何人おられて、今回該当する人が何人ぐら
いおられるかというのが一つでございます。

それともう一つは、減収分について、国・道が4分の3負担をするということなんです
が、町の持ち出しも4分の1あるということになると思います。町の持ち出しの総額…ど
のぐらい町が持ち出しをするのかというところの2点、質問をさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） お答えいたします。

今回の第1段階、第2段階、第3段階の軽減分に係る総体的な人数でございますけども、

第1号被保険者…いわゆる65歳以上の方でございますけども、下川町には4月1日時点…基準日になりますけども…1,253名おります。

今回、第1段階、第2段階、第3段階で該当する方については617名、総体の49%の方に影響があるということでございます。

そして、どれぐらい軽減されるのかということで試算してみました。総体的には391万6,300円ほど軽減が図られるということで、その分は減収になります。今回の介護保険の補正予算の中にも、減収分について上げさせていただいているところでございます。

また、その補填の部分なんですけども、それについては国が50%、道が25%、そして市町村も応分の負担として25%を負担するというところでございますので、御理解をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第11 議案第6号「委託した戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託の廃止について」、日程第12 議案第7号「戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託に関する規約について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 委託した戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託の廃止について及び議案第 7 号 戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務の委託に関する規約については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、剣淵町、下川町、音威子府村の 3 町村において、平成 26 年 11 月から戸籍の電子化、事務の電算化による戸籍システムの共同利用を行っているところではありますが、この度、戸籍システムの更新に当たり、本年 10 月から共同利用の枠組みを広げ、士別市と名寄市を含めた 5 市町村で行うものであります。

こうしたことから、現行規約を廃止するとともに、新たに規約を制定する必要があることから、地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中岡健一君） それでは、議案第 6 号及び議案第 7 号につきまして、説明を申し上げます。

本案件につきましては、先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、現在は剣淵町、下川町、音威子府村の 3 町村で戸籍システムを共同利用しており、当初は 7 年間の利用を予定しておりました。ところが、システムの OS であります Windows7 が、来年 1 月でサポートが終了するということから、システムの更新を早める必要が出てまいりました。

昨年からはシステムのベンダー会社より、「士別市がデータセンターを利用する戸籍システムのクラウド化を行う。また、名寄市もそれに共同で参加する予定である。下川町を含めた 3 町村についても共同利用に参加することは可能である。」との情報を得まして、3 町村で対応を協議しておりました。

その結果、士別市のクラウド化に共同参画するという事で一致し、改めまして 5 市町村によりますクラウド共同利用につきまして協議を重ねて、合意に至ったところであります。

クラウド化のメリットといたしましては、まず、毎朝行っていますサーバーの起動状況の確認等々、機器管理の作業負担軽減が上げられます。

次に、データセンターが耐震構造であると。また、非常用電源、発電装置、消火装置等が整備されているなど、災害に対して大変強いということが上げられます。

また、ベンダーとデータセンターともに札幌市にあるため、システム等にトラブルが生じた際やソフトウェアの改修などで、ベンダーが早急に対応できるということも上げられます。

国におかれましても、自治体クラウドの導入促進を進めておりまして、今後はセキュリティ等の面からもクラウド化が一層進むものと思われれます。

以上のことから、現行 3 町村による規約を廃止し、新たに士別市を代表とする 5 市町村

による共同利用に関する規約を制定するものであります。

以上、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第13 議案第8号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第14 議案第9号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」及び日程第15 議案第10号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び議案第 10 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、それぞれの組合の構成団体である「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「池北三町行政事務組合」及び「十勝環境複合事務組合」の解散に伴い、組合理約の改正が必要であることから、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 田村総務課長。

○総務課長(田村泰司君) 議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び議案第 10 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

議案書につきましては 13 ページから 15 ページ、説明資料につきましては同じく 8 号から 10 号の説明資料を併せて御覧いただきたいと思います。

まず、8 号議案にございます北海道市町村職員退職手当組合につきましては、市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、市町村職員の福祉の増進を図るとともに、市町村財政の安定とその健全化に寄与することを目的として設置されているものでございます。

9 号の北海道市町村総合事務組合につきましては、市町村、一部事務組合等の非常勤消防団員及び非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償等に関する事務、また、非常勤消防団員の退職補償金等の支払い事務などを共同処理することを目的として設置されているものでございます。

第 10 号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同で処理することを目的として設置されているものでございます。

これは一部事務組合ということございまして、この一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法の第 286 条第 1 項の規定によりまして、組合関係団体の協議が必要となりまして、同法 290 条の規定により、組合構成市町村等のそれぞれの議会の議決が必要とされているところでございます。

まず、8 号、9 号の規約変更につきましては、平成 31 年 3 月 31 日をもちまして、組合加入の「北空知葬斎組合」「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」が解散し、北海道市町村職員退職手当組合及び北海道市町村総合事務組合から脱退したこ

とに伴いまして、これを削除し、組合規約を一部変更する必要が生じたことにより変更するものでございます。

第 10 号にございます北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、この 3 組合に加えまして「十勝環境複合事務組合」が解散したため、同様に組合規約の変更が必要となっております。

別表からですね、解散した「北空知葬斎組合」「日高地区交通災害共済組合」「池北三町行政事務組合」を削除いたしまして、町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、これに加えて「十勝環境複合事務組合」を削除するものでございます。

以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第16 議案第11号「令和元年度下川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第11号 令和元年度下川町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度一般会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ4億2,792万円を追加し、総額を50億9,892万円とするものでございます。

本年度の当初予算は、第1回定例会で御議決いただいたところでありますが、その主な内容は、義務的経費のほか、行政の継続性を確保するために必要な経費を計上し、早急に対処すべき事業等を除き、政策的な新規事業は原則として見送る骨格予算を編成しているところであります。したがって、今回の補正は、政策的予算を中心に、補助事業採択に係るもの、早急に対処すべきものなどを補正予算として提案するものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、グループウェアシステム及び庁用コンピューターの更新に係る経費、町ホームページの更新に係る経費、SDGsプロジェクトの推進及び普及啓発などに係る経費、戸籍システムの共同化に係る経費を計上しております。

民生費では、福祉施設における災害対策に係る経費、福祉・医療人材の確保に向けた経費を計上しております。

農林業費の農業費では、産地パワーアップ事業に係る補助金、飲雑用水施設改修工事に係る経費を、林業費では、私有林整備に対する補助金、森林バイオマス地域熱供給システム面的拡大事業に係る経費、一の橋地区地域熱供給システム効率化改善工事、特定母樹園整備事業に係る経費、林業の川上から川下までのシームレス産業化事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、地域内経済循環システム事業に係る経費、生産性効率向上に向けた先端技術導入実証事業に係る経費、一の橋地区地域熱供給施設改修工事に係る経費を計上しております。

土木費では、橋梁長寿命化補修実施設計委託料及び橋梁近接目視点検委託料、象の鼻展望台改修工事、空き家対策総合支援事業に係る補助金、元町団地建設工事に係る経費を計

上しております。

教育費では、持続可能な開発のための教育（E S D教育）の推進に係る経費、小学校及び中学校用コンピューターの更新に係る経費、特別スポーツ功労賞等授与式及び祝賀会開催に係る経費を計上しております。

給与費では、退職手当組合負担金の事前納付金の精算に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、繰入金、決算見込みに伴う繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しております。

次に、第2表の債務負担行為の追加につきましては、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡資金元利償還金といたしまして、グループウェアシステム、庁用コンピューター及び学校用コンピューターの更新に係る債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第3表の地方債の変更及び追加につきましては、飲雑用水施設改修事業債、橋梁長寿命化事業債、公営住宅整備事業債を増額し、産地パワーアップ事業債、一の橋地区地域熱供給システム効率化改善事業債を追加するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 基本的なことについて質問をさせていただきます。

御案内のとおり、町政は総合計画に基づきまして執行されるわけでございますけれども、新しい総合計画が令和元年からスタートするわけでございますけれども、今回の予算編成…政策でございますけれども、総合計画に基づいた予算編成であるのかと…財政計画も含めてです、総合計画に基づく予算編成であるのか。

総合計画に無いものといいますか…緊急を要するもの等について、それぞれ手続きといえますか…町民の参加…いわゆる各審議会…それぞれ関係する審議会がございます。または総合開発計画の審議会もでございます。それらの合意…住民合意を得られての提案なのかという2点、御質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、今回の補正予算に計上されたものについて、総合計画に基づく事業かということですが、今年からスタートしております総合計画の基本構想、基本計画、それと実施事業について、その範疇に含まれる予算ということで計画に基づくものというふうに考えております。

また、審議会等の手続きに関するものでございますけれども、当初、計画を策定いたしました事業費から、補正に伴いまして事業費が大幅に変更するものなどについて、先般、総

合計画審議会の御意見を頂戴しておりまして、それを踏まえて計上させていただいたということでございますので、御理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） それではこれで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 17 議案第 12 号「令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度下川町下水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 50 万円を減額し、総額を 2 億 817 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、浄化センター整備事業において、国の交付金の減額に伴う事業内容の見直しによる減額や、汚泥脱水機の不調に伴う増額により、合わせて工事請負費を減額計上しております。

なお、歳入では、事業内容の見直しや平成 30 年度の決算見込み等に伴い、国庫補助金、繰入金、繰越金、町債をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、浄化センター整備事業に伴い、公共下水道事業債を増額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要について、御説明申し上げます。

議案第 12 号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、決算見込み及び事業内容の見直し等によるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

下水道費の浄化センター整備事業…これにつきましては全体で 50 万円の減額でございます。

内訳につきましては、まず、浄化センター汚泥処理設備等改修工事で1,600万円を減額するものでございます。これにつきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示額が要望額よりも大幅に下回ったことによりまして、事業内容の見直しを行うものであります。

見直しの内容につきましては、更新を予定しておりました計測設備10基を7基に変更して実施していきたいと考えております。また、残りの3基につきましては、翌年度事業として要望していく予定でございます。

次に、汚泥脱水機についてですが、現在使用している汚泥脱水機が不調となったことから、これの分解整備及び部品交換を行うもので、1,550万を増額計上しております。

次に、歳入補正の内容でございますが、国庫支出金の公共下水道事業補助金で1,110万円の減額でございます。これにつきましては、浄化センター整備事業に係る事業内容の見直しに伴うものでございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金で377万円の減額でございます。これにつきましては、前年度繰越金の増額に伴いまして、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金で377万円の増額でございます。これにつきましては、決算見込みに伴います前年度繰越金の増額でございます。

最後に、町債でございますが、浄化センター整備事業に伴いまして、公共下水道事業債で1,060万円を増額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに概要説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 1点だけ確認を取らせてください。

計測設備の更新で10基から7基とあります。これは何の計測設備なんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） これにつきましては、汚泥などの流量計だとか、ポンプ井の水位計、こういったものが主な計測機械となっております。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 18 議案第 13 号「令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度下川町簡易水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 57 万円を追加し、総額を 1 億 926 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、施設管理費で、水質検査項目の追加に伴い、委託料を増額計上しております。

なお、歳入では、平成 30 年度の決算見込みに伴う繰越金を増額計上し、基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第 13 号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、決算見込み等に伴うものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

管理費の浄水水質検査事業で 57 万円の増額でございます。これにつきましては、サンルダムの竣工に伴いまして、下川浄水場取水地点上流の水源及び周辺の状況が変わったこ

とから、規定の検査項目を追加し、実施するものでございます。

次に、歳入補正の内容でございますが、繰入金の簡易水道施設基金繰入金で132万円の減額でございます。これにつきましては、前年度繰越金の増額に伴いまして、簡易水道施設基金繰入金を減額するものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金で189万円の増額でございます。これにつきましては、決算見込みに伴います前年度繰越金の増額でございます。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに概要説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 今行われております、旭町、錦町の洗管作業によるものなのか、それともその原因がまた違うものなのか…ありますけども、旭町、錦町に限らず、広い範囲で水道の中に赤茶水が出ているという被害等がございます。

この被害状況と、その状況に対する町としての対応を…どのようにされたのか。それから、事業所等、商店、飲食店における営業等の支障の報告などはあったのか。まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、今般の水道水の赤水被害の経過について、御説明いたします。

5月の最終週から6月の初めにかけて、「水道水が赤く濁っている」などの連絡が数件ありました。こういったことから、予定をしておりました水道管の洗管作業…これを前倒しいたしまして、6月8日の土曜日から開始をすることといたしました。作業に当たりましては、6月7日…前日の金曜日に、全町に情報告知端末で「洗管作業に伴いまして水圧の低下や赤水が発生する場合がありますので、水道の使用には十分注意を願います」という内容を周知いたしまして、作業当日は再度、洗管作業地区に情報告知端末で周知を行うとともに、広報車で注意の呼び掛けを行うこととしておりました。

6月8日、土曜日に、国道北側の旭町、緑町地区から作業を開始いたしましたが、午後2時を過ぎてから西町を中心に14件の方から「水が濁っている」という連絡が入りました。水道の使用を…注意しながら使っていただくようお願いをしながら、洗管作業と併せまして排泥弁などから排水を行い、改善を図りました。

6月9日の日曜日は、洗管作業を行いませんでしたが、事務所に職員を待機させておまして、この日も水の濁りに関する連絡が4件ほどありました。地域は西町、南町とまちまちでありました。

6月10日、月曜日、国道北側の錦町、幸町で洗管作業を行いました。「水が濁ってい

る」との連絡が10件ありましたが、これも洗管作業を行っている地区にかかわらず、連絡があった地域はやはりまちまちといった状況でございました。

6月11日の火曜日、幸町で洗管作業を行いました。水が汚れる地域が限定されないといったことを受けて、町として協議を行いまして、広報車はその地区だけではなくて全町回ることといたしまして、また、緊急時には水を運べるように態勢を整えまして、この業務につきましては建設水道課以外の課の職員を配置して対応することといたしました。この日は一番連絡が多かったんですが、朝から…飲食店、一般住宅など合わせて23件から連絡がありまして、飲食店の方から要請のあった場所には水を運ぶなどの対応を取りながら、洗管作業と併せて排泥弁などの操作をし、改善を図ってまいりました。

6月12日の水曜日、国道南側の幸町、錦町、共栄町で洗管作業を行いました。この日も水を運ぶなどの対応をしながら、広報車でも周知をし、排泥弁の操作もしながら改善を図りました。この日、連絡があったのは8件ほどでしたが、水曜日の午後3時以降は連絡がございませんでした。

続きまして、6月13日と14日、木曜日と金曜日になりますが、国道南側の旭町、共栄町、緑町、南町、幸町で洗管作業を行いました。こちらにつきましても、終日、全町に広報車を走らせるとともに、排泥弁などの操作を行ってきました。木曜日と金曜日については「水が濁っている」との連絡はありませんでした。

それから、6月15日と16日、土、日になりますけども、土、日は洗管作業を行いませんでした。土曜日の午前中は職員が事務所で待機をしておりましたが、連絡はございませんでした。

6月17日、月曜日ですが、南町、元町、中成北地区でそれぞれ洗管作業を行いました。水の濁りなどに関する連絡はありませんでした。

本日…6月18日は中成南地区、その後は上名寄など、未実施地区について洗管作業を進めていく予定としております。

これまでの経過の中で、水の濁りに関しましては、全体で59件の連絡がございました。

広報車による周知ですとか、水の運搬などにつきましては、必要に応じて都度協議を行い、全庁的な態勢によりまして対応してきたところでございます。

6月12日、水曜日の午後3時以降は、水の濁りに関する連絡はきておりませんが、今後も洗管作業を継続していく中で、引き続き連絡への対応に配慮していきたいと考えております。

以上で今回の状況説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） ただ今、説明がありましたけども、原因はまだ特定されていないというふうに…今聞いてて思いましたが、一つは、全国的に上水道の配管を行ってから、耐用年数の40年から50年が経って、管自体の劣化…腐食…そういう原因等も今回あるのか、まだ原因究明が…確定されていないのか、その点だけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 議員の質問にお答えいたします。
水の濁りにつきましては、通常、洗管作業を行っている地区で水の濁りが確認される場合が多いのですが、今回は洗管作業を行っている地区から離れた場所で、複数の箇所から汚れが確認されたこと、また、水の汚れが確認できた場合には、隣接する住宅なども念のため確認を行います。隣接している住宅は汚れが無いなどの場合もありまして、今回の明確な原因の特定には至っておりません。

今後も定期的な洗管作業など、継続して実施することにより、水道施設の適切な維持管理を図ってまいりたいと考えております。
以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第19 議案第14号「令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出それぞれ 293 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 7,528 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費、基金積立金及び諸支出金を増額計上しております。

歳入では、「低所得者保険料軽減強化」に伴います保険料の減額、平成 30 年度決算見込みによる道支出金等及び剰余金を繰越金で増額計上しております。

次に「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出それぞれ 863 万円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 2,807 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、介護職員処遇改善加算取得による職員手当等の増額、災害対応用の備品購入費を増額計上しております。

歳入では、介護職員処遇改善加算取得によるサービス費収入の増額、平成 30 年度決算見込みにより繰越金を増額、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第 14 号 令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）のうち、介護保険事業勘定について、補正予算概要書により説明させていただきます。

今回の補正の主な要因は、平成 30 年度の決算見込みに伴うものが主な内容でありまして、まず、歳出ですが、総務費で 43 万円の増額です。これにつきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修費としまして、委託料 36 万円を計上しております。また、消耗印刷製本費につきましては、低所得者保険料軽減に伴います周知に係る費用で 7 万円を計上しております。

次に、基金積立金でございます。137 万円の増額でございます。これにつきましては、過年度分道負担金・社会保険支払基金の追加交付による積立ての増額計上であります。

次に、諸支出金で 113 万円の増額計上であります。これにつきましては、額の確定による国庫負担金の償還に係る増額計上でございます。

次に、歳入ですが、介護保険料の 400 万円の減額につきましては、低所得者保険料軽減事業の実施によるものでございます。

次に、国庫支出金で、介護報酬改定に伴うシステム改修…国庫補助金 23 万円の計上であります。

次に、道支出金でございます。介護給付費の額の確定による追加交付によるもので、過年度分介護給付費負担金で 79 万円の計上であります。

次に、支払基金交付金で、これにつきましても介護給付費の額の確定によります追加交

付によるもので、過年度分介護給付費交付金 58 万円の計上であります。

繰入金で、一般会計繰入金 217 万円の減額、そして基金繰入金 107 万円の増額計上であります。これにつきましては、財源調整によるものであります。

次に、繰越金で 643 万円の増額計上であります。これにつきましては、平成 30 年度の決算見込みに伴う繰越金の増額計上であります。

以上、介護保険事業勘定の補正予算の概要であります。

○議長（近藤八郎君） 次に、平野あけぼの園長。

○あけぼの園長（平野好宏君） 続きまして、介護サービス事業勘定の内容につきまして、説明資料の 3 ページから説明させていただきます。

今回の補正の要因につきましては、介護職員処遇改善加算取得によるものと、平成 30 年度決算見込みによるものです。

介護職員処遇改善加算は、介護職員のための職場環境の改善を行った事業所に対しまして、介護職員の賃金改善のための加算を支給し、その加算を介護職員に還元することで介護職員の処遇改善と定着を目的とするものでございます。

まず、歳出でございます。

総務費、施設管理費では、685 万円を増額しており、内訳といたしましては、介護職員の介護福祉士の資格を有する者に、特殊勤務手当月額 1 万円を増額、及び深夜を含む夜間介護業務に従事した場合、1 回につき 4,400 円を支給するため、職員手当を 287 万円、定数外職員の賃金を 216 万円、手当等の増額に伴います共済費を 80 万円、退職手当組合負担金を 1 万円増額しております。また、あけぼの園の防災用備品の購入費としまして 101 万円を増額しております。

次に、サービス事業費では、役場居宅介護支援事業所の臨時職員の共済費を 24 万円、賃金を 154 万円増額しております。

次に、歳入でございます。

サービス収入では、介護職員処遇改善加算取得によりまして、1,007 万円を増額しております。

内訳といたしましては、居宅介護サービス費収入として 95 万円、施設介護サービス費収入として 822 万円、自己負担金収入として 90 万円増額しております。

また、決算見込みに伴います余剰金 900 万円から、当初予算の 100 万円を引いた 800 万円を前年度繰越金として増額計上しております。

一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金及びサービス収入増額によりまして 944 万円を減額計上しております。

以上申し上げて、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、町長から提案理由並びに担当課長等から概要の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第20 議案第15号「令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第15号 令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度国民健康保険事業特別会計予算の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ172万円を追加し、総額を4億7,213万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、平成30年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長(栗原一清君) 議案第15号 令和元年度下川町国民健康保険事業特別

会計補正予算（第 1 号）について、お手元に配布されております議案第 15 号説明資料により、御説明させていただきます。

今回の補正の主な要因につきましては、平成 30 年度決算見込みによるものでございます。

まず、歳出でございます。

基金積立金で、財源調整といたしまして 172 万円の増額計上でございます。

次に、歳入ですが、決算見込みによる補正といたしまして、繰越金 172 万円の増額計上でございます。

平成 30 年度の決算見込みによる剰余金 746 万円のうち、374 万円を決算積立金としまして、残る 372 万円を前年度繰越金として計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに概要説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 21 議案第 16 号「令和元年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 令和元年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、繰入金を減額計上するとともに、平成 30 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第 16 号 令和元年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 16 号説明資料により、説明させていただきます。

今回の補正につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

歳入のみの補正予算になります。

まず、繰入金でございますけれども、一般会計繰入金 21 万円の減額でございます。財源調整によるものでございます。

また、繰越金につきましては、前年度繰越金 21 万円とさせていただきます。これも決算に伴う前年度繰越金の増額というかたちでございますので、御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに概要説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。
したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

(副町長 退場)

○議長(近藤八郎君) 日程第 22 同意第 1 号「下川町副町長の選任について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷 一之君) 同意第 1 号 下川町副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、副町長^{たけだひろき}の武田浩喜氏が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、同氏を再任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

武田浩喜氏におきましては、平成 27 年 7 月 1 日に副町長に選任され、1 期 4 年間、精励恪勤、精進され、優れた手腕を発揮し、私を支えていただきました。

また、人柄につきましては、御承知のとおり清廉潔白、温厚篤実にして、常に職場の指導的役割を果たし、人格識見とも優れており、信頼するに足りる人でございます。

今、下川町の将来を見据えた地域づくりをより確実なものにしていくためには、同氏が副町長として最適任者でありますので、再任をいたしたく、ここに同意を求めるものであります。

なにとぞ議員各位の御支援と御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。よろしく願いいたします。

○議長(近藤八郎君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
1番 齊藤議員。

○1番(齊藤好信君) ただ今、町長から副町長の選任に当たり…説明がありました。
武田氏は、谷町長1期目…様々な課題、難題がある中で、町長を支えてこられた実績が
ございます。

また、これからの4年間、下川町は少子高齢化に伴い、人口減少をどのようになだらかに
止めるか…そのような難しい課題もございます。

また、商工業、林業、農業、この下川の基幹産業をどのように発展させていくか、それ
から、町の活性化に向けての取組もございます。

そういう意味を含めて、武田氏がこれからも谷町政を支える適任者であるというふうに
考えております。

また、職員との潤滑的役割を果たしながら、職員が一丸となってこれからの4年間に向
かうためにも、武田氏が適任であるというふうに思い、賛成討論に代えさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長(近藤八郎君) これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(副町長 入場)

○議長(近藤八郎君) 日程第23 同意第2号「下川町固定資産評価審査委員会委員の
選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 同意第2号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、
提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の^{わたなべ}渡邊 ^{ひろし}浩氏が、本年6月30日をもって任期満

了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

渡邊氏は、平成 24 年 7 月 1 日から固定資産評価審査委員会委員としてその職責を全うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げ、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 2 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、同意第 2 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とし、午後 1 時 15 分より再開いたします。

休 憩 午前 1 時 5 5 分

再 開 午後 1 時 1 4 分

○議長（近藤八郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 24 報告第 1 号「平成 30 年度下川町繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、平成 31 年第 1 回臨時会において、菓子製造施設整備事業及び、平成 31 年第 1 回定例会において、プレミアム付き商品券事業について、繰越明許費の承認を頂いているところでありますが、繰越明許費計算書のとおり、令和元年度に 5,735 万円を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、御報告申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 25 請願第 1 号「教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 へ復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた請願」を議題といたします。

請願第 1 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 6 番 蓑谷春之議員。

○6 番（蓑谷春之君） ただ今議題となっております請願第 1 号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費の無償制を支える必要な制度であります。

義務教育の成否は、教職員の確保、適性配置、資質向上と大きく関連し、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠であります。

しかしながら、財務省・財政審も 2017 年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても自治体の自助努力で進めるべきとの態度をとっています。

しかし、教職員の 7～8 割が時間外労働過労死ライン 80 時間を越えている中、教職員の多忙・超勤実態解消は喫緊の課題です。

そのためには、「給特法・条例」を廃止するなど、法整備の見直し、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善並びに少人数学級の早期実現、教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化する必要があります。

また、18 歳未満の子供がいる世帯の子供の貧困率は 13.9%、ひとり親世帯は 50.8%であり、教育現場ではいまだに私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費等についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、高校授業料無償制度への所得制限、給付型奨学金対象者等の限定、有利子奨学金制度で返済に悩み苦しむなど、家庭・子供の貧困と格差は改善されず、「教育の機会均等」「子供の人権」など、その保障のた

めには国による教育予算の確保と拡充が必要です。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第26 請願第2号「2020年度地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

請願第2号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 3番 大西 功 議員。

○3番（大西 功君） ただ今議題となっております請願第2号について、紹介議員になっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、2019年度の地方財政計画は、過去のピーク時の89.3兆円を越えて過去最高の89.6兆円となりました。

一般財源総額は62兆7,072億円と過去最高水準となりましたが、幼児教育の無償化や消費税増税対策費などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、自治体の裁量で使える財源がどの程度増えているのかは不透明です。

2020年度の地方一般財源総額については、「骨太方針2019」で方向性が示され決定される見込みです。「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円の経常的な財政需要に位置づけ確保することと、併せて、新たな政策課題や増大する住民ニーズに対応しうる一般財源総額の確保と社会保障関連予算の充実を求めていく必要があります。同時に2020年度から施行される会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をも求めていかなければなりません。

これらのことから、今年度は将来の財政状況を左右する重要な年と位置づけ、地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴え、2019年度の地方財政の確立を目指していく必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第27 請願第3号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

請願第3号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 斉藤好信 議員。

○1番（斉藤好信君） ただ今議題となっております請願第3号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2018年の実質賃金も大半の月でマイナスとなっています。特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41万3,000人と、給与所得者の24.7%に達しています。また、道内の全労働者233万人のうち、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

2010年、政府、労働界、経済界の代表者等で作る「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低賃金800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す。」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申においても、目標設定の合意を5年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、雇用の確保など私たちの地域でも影響が顕著なように、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、地域経済はもとより北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成31年度の北海道最低賃金の改正に当たって適切な措置を講じる必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、6月19日、午前10時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、6月19日、午前10時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

午後1時29分 散会